



 REPORT サステナブルレポート No.61

## 廃棄物処理委託 基本に立ち返る

廃棄物

再資源化

## ■ 委託先の変更を余儀なくされる現状

- 法改正による**処理フローの変化**（水銀使用製品産業廃棄物等）
- 中国の廃プラスチック輸入規制に始まる廃プラ滞留問題・**処理フローの変化**
- 市町村受け入れ品目の変化による**処理フローの変化**

## ■ 滞留する廃プラ



出典：環境省、「災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト」、用語集,<http://kouikishori.env.go.jp/glossary/>

## ■ 変化の起点

### 水銀使用製品産業廃棄物

「水銀に関する水俣条約」が採択されるに伴い、平成29年10月1日より、蛍光灯や水銀灯、一部乾電池や体温計など、水銀を使用している製品を「水銀使用製品産業廃棄物」として、改正された委託基準に則った形で処理を許可業者に委託することが必須となった。

### 中国の廃棄物輸入規制

「中国政府は2017年7月、『固体廃棄物輸入管理制度改革実施案』を公表した。『一部の地域で環境保護を軽視して、人の身体健康と生活環境に対して重大な危害をもたらしている実態』を踏まえ、基本的に固体廃棄物の『輸入管理体制を十全なものとする』『回収、利用、管理を強める』とした。」

出典：河野 博子、「日本のプラスチックごみが溢れ返り始めた訳」、2018年11月27日,<https://toyokeizai.net/articles/-/251151>

## 自社の廃棄物処理管理が困難な状況に

## ■ 委託基準とマニフェスト交付

- 産業廃棄物処理を委託しようとする相手先の**事業範囲（許可）の確認**
- 産業廃棄物処理を委託しようとする相手先との**委託契約書面の締結（二社間）**
- **マニフェストの交付・運用**

## ■ 契約書に記載すべき事項

### 運搬委託契約書の記載事項

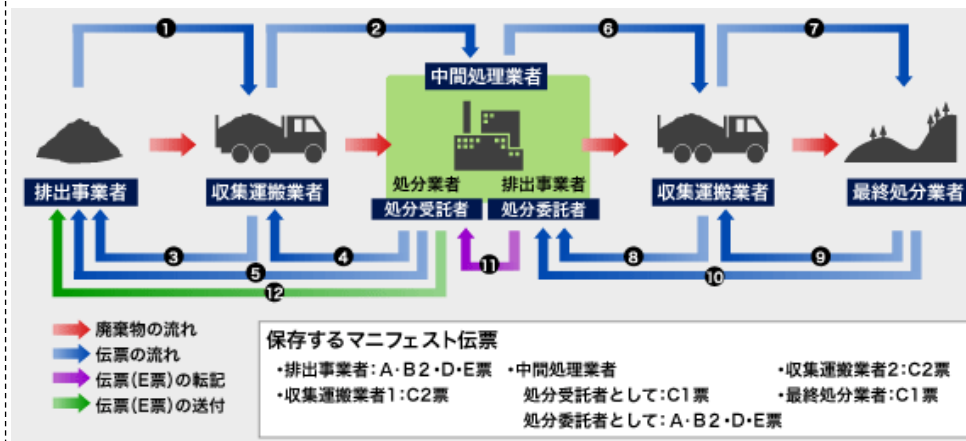
運搬の最終目的地の所在地  
 （積替保管をする場合には）積替えまたは保管の場所の所在地  
 保管できる産業廃棄物の種類  
 保管上限に関する事項  
 （安定型産業廃棄物の場合には）積替えまたは保管の場所において、他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項

### 処分委託契約書の記載事項

処分または再生の場所の所在地  
 処分または再生の方法および処理能力  
 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法および処理能力

（抜粋、運搬処分の共通項目を省く）

## ■ マニフェストの運用



出典：財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター、「学ぼう！産廃」,2020年3月6日,<https://www.jwnet.or.jp/waste/index.html>

## 手続き上得られる情報は最低限必要なもの

## ■ 中間処理を含む処理業者情報の重要性

- どこでどのように中間処理・再中間処理等されるのかを処理方法を含め確認する。
- 中間処理後に廃棄物がどこで、どのような形で再資源化・最終処分されるかを確認する。
- 再資源化された後にどこに、どのような形で売却されるかを確認する。

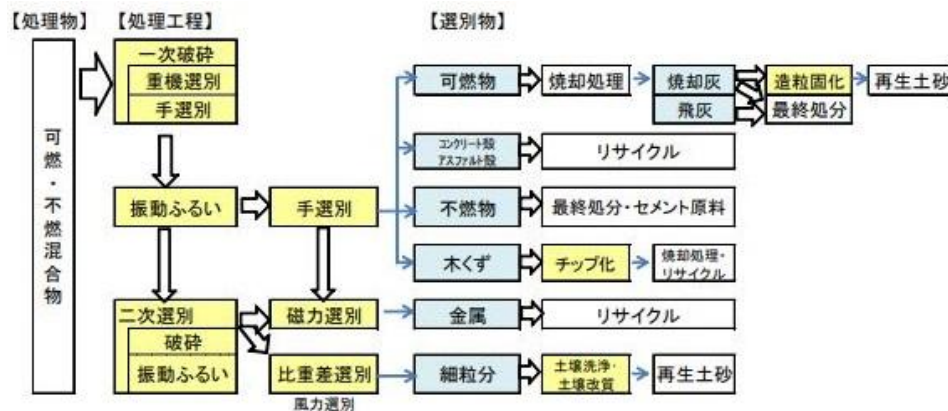
## ■ 実地確認の必要性

2011年4月施行の改正産業廃棄物処理法において『事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化』が盛り込まれた。

事業者は、(略)その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。(第12条第7項及び第12条の2第7項関係)

※自治体によっては実地確認の義務を定めている場合があります。(愛知県、宮城県等)

## ■ 処理フローの例



出典：環境省、「災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト」,2014年3月31日,<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/pdf/parts/gi1-16-3.pdf>

## 自社廃棄物の行く末を正確に把握する

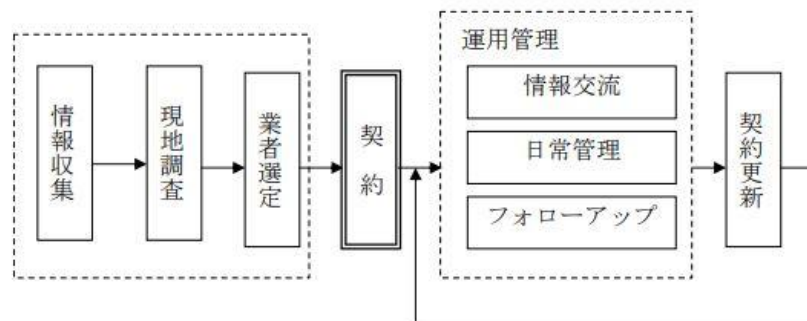
## ■ 基本的な手続きを丁寧に

- 廃棄物処理は複数社関わることが多い。排出事業者責任に沿い、**情報の精査**を行う。
- 書面のみの確認だけでなく、**実地確認を行う**ことでより正確な状況が把握できる。
- 各社が置かれる状況は常に変動しているため、各情報の**確認は継続的**に行う。

## ■ 収集することが望ましい情報

許可	業許可、施設許可
施設	施設の状況、運営状況、保管施設等
廃棄物処理	受入廃棄物の管理、処理能力・方法等
運営の確認	取扱実績、行政指導の有無
環境対策	環境規制への対応
財務管理	経理事務、経理的基礎
事務管理	契約書、マニフェストの管理状況等
危機管理	危機管理マニュアル作成状況、緊急時の連絡体制等
情報開示	情報開示の姿勢、地域住民との関係
職員管理	管理体制、職員のモラル等

## ■ 委託先の選定・契約・運用の流れ



注) フォローアップや契約更新の段階で、必要に応じて現地調査を実施します。

出典：経済産業省、「廃棄物・リサイクルガバナンスの実践のための日常管理の在り方」,  
2004年11月2日, [https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/new/pdf/041101/governance\\_3.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/new/pdf/041101/governance_3.pdf)

## 基本的な手続きを丁寧にを行うことが自社の安心につながる

■ 利用できるサービスを活用・導入

廃棄物のマネジメント事業者を活用することで、より信頼できる情報、より詳細な情報を入手する体制を整える。  
これも選択肢の1つといえるのではないかな。

サティスファクトリーの廃棄物マネジメントメニュー（抜粋）

処理業者与信管理  
サポート

許可証管理  
サポート

契約書管理  
サポート

マニフェスト管理  
サポート



情報提供から実行支援まで  
**SDGs・ESG**の企業対応を  
支援しています。

- ✓ 何から取組み始めればいいのかわからない
- ✓ 経営層や社員への浸透に悩んでいる
- ✓ SDGs・ESG投資に関する社内セミナーや社員研修を行いたい

無料!

お問い合わせ／お見積もり

お急ぎの方はお電話で

03-5542-5300

受付時間 9:00~19:30

## 参照・引用資料

- 上川路宏, 「産廃処理が一番わかる」, 2015年3月5日 (技術評論社)
- 株式会社ジェネス, 「図解 産業廃棄物処理がわかる本」, 2014年11月10日 (日本実業出版社)
- 河野 博子, 「日本のプラスチックごみが溢れ返り始めた訳」, 2018年11月27日 ( <https://toyokeizai.net/articles/-/251151> )
- 財団法人日本産業廃棄物処理振興センター, 「学ぼう! 産廃」, 2020年3月6日 ( <https://www.jwnet.or.jp/waste/index.html> )
- 環境省, 「災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト」, 2014年3月31日 ( <http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/pdf/parts/gi1-16-3.pdf> )
- 経済産業省, 「 廃棄物・リサイクルガバナンスの実践のための日常管理の在り方」, 2004年11月2日 ( [https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/new/pdf/041101/governance\\_3.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/new/pdf/041101/governance_3.pdf) )

## サステナブルレポートに関するお問い合わせ先：



REPORT 編集部 ☎ 03-5542-5300 ✉ [info@sfinter.com](mailto:info@sfinter.com)

- 本レポートに掲載された内容は作成日における情報に基づくものであり、予告なしに変更される場合があります。
- 本レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明・保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負わないものとします。
- 本レポートの配信に関して閲覧した方が本レポートを利用したこと又は本レポートに依拠したことによる直接・間接の損失や逸失 利益及び損害を含むいかなる結果についても責任を負いません。
- 本レポートに関する知的所有権は株式会社サティスファクトリーに帰属し、許可なく複製、転写、引用等を行うことを禁じます。

# Satisfactory



全従業員で  
毎週更新中

<https://www.sfinter.com/report/>